大阪地方裁判所 令和●●年(○○)第●●号 公売処分取消請求事件 国側当事者・国(大阪国税局長) 令和2年3月12日棄却・控訴

判

原告 X 被告 国

同代表者法務大臣 三好 雅子 処分行政庁 大阪国税局長

榎本 直樹

指定代理人 石間 大輔

同 油野 将人

同 東 正幸

同 田中 久恵

同 堀 眞一郎

同 森本 秀章

主

- 1 原告の請求を棄却する。
- 2 訴訟費用は原告の負担とする。

事実及び理由

#### 第1 請求

大阪国税局長が令和元年8月22日付けで別紙物件目録1記載の土地についてした公売公告を取り消す。

# 第2 事案の概要

本件は、原告が、大阪国税局長から、別紙物件目録1記載の土地(以下「本件土地」という。)について公売公告処分(以下「本件処分」という。)を受けたことから、被告を相手に、その取消しを求める事案であると解される(ただし、被告は、本訴請求の対象が特定されていないなどと主張して、本件訴えを却下する旨の裁判を求めるとともに、原告の請求を棄却する旨の裁判を求めている。)。

1 前提事実(当事者間に争いがないか、掲記の証拠等により容易に認定することができる事実。以下、書証番号は特記しない限り各枝番を含む。)

## (1) 相続の発生

A(以下「A」という。)は、平成3年6月●日に死亡し、その相続(以下「本件相続」という。)が開始した。原告は、本件相続により本件土地及びその上の別紙物件目録2記載の建物(以下「本件建物」という。)を取得し、同年12月26日、本件土地及び本件建物について相続を原因とする所有権移転登記を経た。(争いがない)

### (2) 原告による相続税の申告等

原告は、枚方税務署長に対し、平成3年12月24日、相続税の申告書(乙1)を提出して本件相続に係る相続税の申告をし(以下「本件申告」という。)、更に、平成6年10月4日、相続税の修正申告書(乙2)を提出して本件申告の修正申告をした(以下「本件修正申告」という。)。

(3) 本件土地及び本件建物に係る競売の申立て

本件土地及び本件建物について、昭和62年4月30日付け根抵当権を有していた株式会社B銀行(旧商号・株式会社C銀行)が大阪地方裁判所に競売の申立てをし、平成7年6月2日競売開始決定がされ、同月5日その旨の登記がされた(争いがない)。

(4) 枚方税務署長による本件土地及び本件建物の差押え

枚方税務署長は、原告が滞納した本件相続に係る相続税を徴収するため、平成7年6月27日、本件土地及び本件建物を差し押さえ(甲10)、同月28日、その旨の登記を経た(甲1、2)。その後、大阪国税局長は、枚方税務署長から、国税通則法43条3項に基づき、徴収の引継ぎを受けた(弁論の全趣旨)。

(5) 競売による本件建物の売却等

上記(3)の競売事件において、本件建物は、平成8年9月27日売却され、同年30日、買受人への所有権移転登記がされた。他方、本件土地については、競売において売却されることなく、平成9年1月9日、競売申立ての取下げがされた。(争いがない)

(6) 遺留分減殺による所有権一部移転登記

Aの相続人であるD(以下「D」という。)ほか1名は、本件土地について、平成13年9月17日、平成4年1月22日遺留分減殺を原因とする所有権一部移転登記を経た(争いがない)。

(7) 大阪国税局長による本件土地の換価の手続

ア 公売公告

大阪国税局長は、原告が滞納した本件相続に係る相続税を徴収するため、令和元年8月22日、本件土地について次の事項等を公告し(本件処分)、その通知書が原告に送達された(甲9、乙3)。

(ア)公売の日時 令和元年9月13日(入札期間始期)

同月20日(入札期間終期)

- (イ) 公売の方法 期間入札
- (ウ) 開札の日時 令和元年9月24日11時00分
- (エ) 売却決定の日時 令和元年10月1日11時00分
- (オ)買受代金の納付期限 令和元年10月1日15時00分

### イ 入札の実施等

大阪国税局長は、令和元年9月24日、開札を行い、最高価申込者を決定し、その旨を 公告したところ、その通知書は同月26日原告に送達された(乙4)。

(8) 原告による審査請求

原告は、国税不服審判所長に対し、令和元年9月10日付け審査請求書(甲15)をもって、審査請求(以下「本件審査請求」という。)をした。

(9) 原告は、令和元年9月17日、本件訴えを提起した(顕著な事実)。その後、本件審査請

求があった日から3箇月が経過したが、裁決はされていない(弁論の全趣旨)。

# 2 争点

#### (1) 本案前の争点

ア 本訴請求が特定されているか否か

(被告の主張)

本訴請求は、公売手続における行政庁の行為(①公売公告(国税徴収法95条1項)、②最高価申込者の決定(同法104条1項)、③売却決定(同法113条)及び④配当(同法128条以下))のうちのどの行為を対象として取消しを求めるものかが特定されておらず、不適法である。

(原告の主張)

争う。

イ 適法な審査請求の前置を経ているか否か

(被告の主張)

本件審査請求は、その対象となる処分が特定されていないから不適法であり、したがって、本件訴えは適法な審査請求の前置(国税通則法115条)を欠く訴えとして不適法である。

(原告の主張)

争う。

(2) 本案の争点-本件処分の適法性

(原告の主張)

- ア 大阪国税局長は、本件土地につき原告以外のAの相続人から遺留分減殺請求がされた ことにより、原告が本件土地の共有持分権者にすぎないのに、本件土地の単独所有者で あるとして、本件土地の所有権全部につき公売公告をしており、本件処分は違法である。
- イ 財産評価基本通達による課税は租税法律主義に反する。また、仮に同通達による課税 が許容されるとしても同通達によって本件相続に係る相続税額を算出することは不可能 であり、相続税額は不成立である。したがって、本件処分は違法である。
- ウ 本件処分には、以下のとおり、理由提示の不備があるから違法である。
- (ア) 原告は、原告が持分権者であるにもかかわらず単独所有者であるとして本件処分を する理由が記載されていない。
- (イ) 本件相続に係る相続税の額の算出過程の記載に不備がある。
- (ウ) 本件土地につき緊急に公売をする必要性について記載がない。
- エ 大阪国税局長は令和元年8月28日付けで交付要求の解除(以下「本件解除」という。 甲14)をしたことからすれば、本件処分に係る滞納国税等は消滅したものである。し たがって、本件処分は違法である。

(被告の主張)

ア 上記 (原告の主張) ア記載の主張は、原告のいかなる法律上の利益に関係するのかが明らかでないから、「自己の法律上の利益に関係のない違法」(行政事件訴訟法10条1項)の主張として制限されるべきものである。

その点を措くとしても、Dほか1名が本件土地について遺留分減殺を原因とする所有権 一部移転登記を経たのは平成13年9月17日であり、枚方税務署長による差押えの登 記(平成7年6月28日)に劣後しているから、Dほか1名は、遺留分減殺請求による本件土地の共有持分権の取得を登記なくして枚方税務署長に対抗することができない。したがって、枚方税務署長から徴収の引継ぎを受けた大阪国税局長が、原告を単独所有者として本件土地の換価をすることに何らの違法もない。

- イ そもそも、原告は、本件相続に係る相続税について、平成3年12月24日に本件申告をし、平成6年10月4日に本件修正申告をしており、その後、更正の請求をすることができる期間が経過したことにより税額は確定しているのであって、相続税の税額の確定に関しては何らの処分も存在しない。したがって、上記(原告の主張)イ記載の主張は失当である。
- ウ 公売公告の理由の提示としては、不服申立ての便宜等の行政手続法14条1項本文の 趣旨に照らせば、いかなる国税の徴収処分として、いかなる差押財産が公売に付されよ うとしているのかを知ることができれば足りるというべきである。

これを原告宛て公売通知書(甲9)についてみると、その本文には公売の日時及び場所等が記載され、「別紙財産明細」における公売財産の表示と併せて国税徴収法95条1項各号(同項8号を除く。)に掲げる事項が記載されており、「別紙滞納国税等」においては、原告の滞納国税の年度、税目、納期限、申告年月日等が具体的に記載され、適用法条についても「国税徴収法第94条の規定により下記財産を公売することとし、同法第95条の規定により公告しましたので、同法第96条の規定により通知します。」と記載されており、理由の提示に欠けるところはない。

上記(原告の主張)記載ウの主張は、いずれも失当である。

エ 本件解除は、滞納国税等の消滅を原因とするものではないから、上記(原告の主張) 記載エの主張は理由がない。

### 第3 当裁判所の判断

- 1 本案前の争点について
- (1)請求の特定の有無について

本件訴状に記載された請求の趣旨には、「令和元年8月22日付公売通知書記載の公売処分」と記載されていることに加え、前記前提事実によれば、本件土地については、本件訴えが提起された令和元年9月17日の時点において、大阪国税局長により同年8月22日付けで公売公告(本件処分)がされたのみであり、最高価申込者の決定には至っていなかったことが認められ、これらの事情からすれば、原告が本件訴えにおいて少なくとも本件処分の取消しを求めていることは明らかというべきである。

他方、上記事情によれば、本件処分のほかに、原告が本件訴えにおいて取消しを求めるべき処分があるとは考え難いところ、本件記録によっても、原告が本件訴えにおいて本件処分以外の処分の取消しを求めていることが明らかであるとはいえない。

以上によれば、原告は本件訴えにおいて本件処分の取消しを求めているものと解するの が相当というべきであり、取消請求の対象は特定されているものということができる。

(2) 適法な審査請求の前置の有無について

本件審査請求に係る審査請求書(甲15)には、大阪国税局長が令和元年8月22日付でした公売処分を対象とする旨が記載されていることに加え、本件土地については、本件審査請求がされた時点において、本件処分がされたのみであったことからすれば、原告は

本件処分を対象として本件審査請求をしたものと解するほかないというべきである。

したがって、本件審査請求の対象となる処分は特定されているものといえ、また、本件審査請求があった日から3箇月が経過しても裁決がないから、本件訴えは適法な審査請求の前置を経たものということができる(行政事件訴訟法8条2項1号)。

(3) 本件訴えの適法性について

他に、本件訴えが不適法であるというべき理由は見当たらない。 よって、本件訴えは、本件処分の取消しを求める訴えとして適法である。

- 2 本件処分の適法性について
- (1) 原告は、大阪国税局長は、本件土地につき原告以外のAの相続人から遺留分減殺請求がされたことにより、原告が本件土地の共有持分権者にすぎないのに、本件土地の単独所有者であるとして、本件土地の所有権全部につき公売公告をしたことが違法である旨主張する。しかしながら、仮に原告主張の違法があったとしても、その違法があるが故に原告自身の法律上の利益が侵害されることはないものといわざるを得ない。そうすると、原告の上記主張は、自己の法律上の利益に関係のない違法を主張するものであって、主張自体として失当というべきである(行政事件訴訟法10条1項)。

この点を措くとしても、前記前提事実によれば、Dほか1名が本件土地について遺留分減殺を原因とする所有権一部移転登記を経たのは平成13年9月17日であり、枚方税務署長による差押えの登記(平成7年6月28日)に劣後するから、Dほか1名は本件土地の共有持分権の取得を枚方税務署長に対抗することができない。したがって、原告が単独所有者であるとして本件処分をしたことが違法であるということはできない。

よって、原告の上記主張は、いずれにせよ、採用することができない。

(2) 原告は、財産評価基本通達による課税は租税法律主義に反し、また、仮に同通達による課税が許容されるとしても同通達によって本件相続に係る相続税額を算出することは不可能であり相続税額は不成立であるなどと主張する。これらの主張は、本件処分において滞納国税等とされた本件相続に係る相続税の額が誤っている旨を主張するものと解されるが、上記認定事実によれば、原告は、本件相続に係る相続税につき、本件申告及び本件修正申告をしたものであるところ、その後、更正の請求をすることができる期間が経過したことによって、上記相続税の税額は確定しているから、現時点において、原告が上記税額について争うことはできないというべきである。原告が、自ら相続財産を評価した上で、相続税の申告等をしている以上、それにもかかわらず、相続税額が不成立になるなどという余地はない。

したがって、原告の上記主張は、採用することができない。

(3) 原告は、本件処分には理由提示の不備がある旨主張するが、本件処分に係る通知書(甲9) に記載された理由をみても、行政手続法14条1項本文の趣旨に照らして不十分なものであるというべき事情は見当たらない。

原告は、原告が持分権者であるにもかかわらず単独所有者であるとして本件処分をする 理由が記載されていない旨主張するが、上記(1)で説示したとおり、この点は、原告の 主張し得る違法事由ではないし、Dほか1名の登記が枚方税務署長の差押えの登記に劣後 していることは明らかであるから、上記理由が記載されていないからといって、理由提示 に不備があるということにはならない。また、原告は、本件相続に係る相続税の額の算出 過程の記載に不備がある旨主張するが、上記(2)のとおり、上記相続税の額は、本件申 告及び本件修正申告により確定したものであって、その算出過程を公売公告の通知書に記載しなければならないというべき理由はない。さらに、原告は、本件土地につき緊急に公売をする必要性について記載がない旨主張するが、緊急の必要性がなければ公売に付すことができないわけではないから、その記載が必要であるとも解されない。以上のとおり、理由提示の不備に関する原告の主張は、いずれも採用することができない。

- (4) 原告は、本件解除がされたことを根拠として、本件処分に係る滞納国税等は消滅した旨主 張するが、交付要求の解除がされたからといって、直ちに滞納国税等が消滅したと認めるこ とはできないから、原告の上記主張は、採用することができない。なお、原告は、他に本件 処分に係る滞納国税等の消滅原因を主張・立証しない。
- (5) 本件全証拠によっても、他に本件処分について違法事由は見当たらない。
- 3 結論

よって、原告の請求は理由がないから棄却することとし、主文のとおり、判決する。

大阪地方裁判所第7民事部 裁判長裁判官 松永 栄治 裁判官 森田 亮 裁判官 渡邊 直樹 別紙 省略